

失業したときの給付について

雇用保険から ○基本手当が支給

労働者（一般被保険者^{注1}で、一定の支給要件^{注2}を満たす）が失業したら、生活の安定のために雇用保険から求職者給付の 1 つである基本手当が支給されます。基本手当の額及び所定給付日数は、労働者の離職理由、年齢、被保険者であった期間（算定基礎期間）、離職前 6 カ月の賃金等により異なりますので、以下順をおって事例を交えながらご説明します。

まず、基本手当のベースである日額は、以下の式で求めます。

基本手当日額＝賃金日額（上限・下限額以内）×賃金日額に応じた率（80％～45％）
【賃金日額＝離職前 6 カ月間の賃金総額（臨時給、賞与は除く）／180 日】

次に、所定給付日数は、離職理由等によって決まります。
離職理由により、受給資格者が「①特定受給資格者」と「②受給資格者」に区別され、さらに、身体・知的・精神障害等で就職が困難な「③就職困難者」に大別されます。

- ・特定受給資格者とは、倒産、解雇等（自己の責めに帰すものを除く）により離職した者をいう。
- ・受給資格者とは、定年退職、自己都合退職等の離職前から予め再就職の準備ができる者をいう。

では、それぞれの所定給付日数は、次の一覧表の通りである

【特定受給資格者】

算定基礎期間 基準日の年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	180 日
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

【受給資格者】

算定基礎期間 基準日の年齢	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
——	90 日	120 日	150 日

【就職困難者】

算定基礎期間 基準日の年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満		360 日

事例 1.

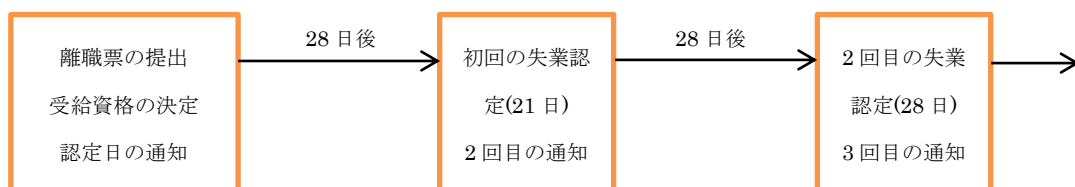
- ・ 離職理由・・・リストラ
 - ・ 算定基礎期間・・・18 年
 - ・ 年齢・・・38 歳
 - ・ 解雇前 6 カ月の賃金総額・・・216 万円
- 賃金日額： $216 \text{ 万} / 180 = 1.2 \text{ 万円}$
 基本手当日額： $1.2 \text{ 万} \times 50\% = 6,000 \text{ 円}$
 基本手当の支給総額： $6,000 \text{ 円} \times 240 \text{ 日} = 1,440,000 \text{ 円}$

事例 2.

- ・ 離職理由・・・自己都合
 - ・ 算定基礎期間・・・18 年
 - ・ 年齢・・・38 歳
 - ・ 解雇前 6 カ月の賃金総額・・・216 万円
- 賃金日額： $216 \text{ 万} / 180 = 1.2 \text{ 万円}$
 基本手当日額： $1.2 \text{ 万} \times 50\% = 6,000 \text{ 円}$
 基本手当の支給総額： $6,000 \text{ 円} \times 120 \text{ 日} = 720,000 \text{ 円}$

(1) 基本手当の受給手続き

基本手当の受給手続きは、離職時に事業主（会社）から「**離職票**」を受け取り、自分の住所又は居所を管轄するハローワークに出向き、離職票を提出し、求職の申込み（本人確認のため運転免許証等をお忘れなく）をします。受給資格があると決定されれば、「**受給資格者証**」が交付され、初回の失業認定日（28 日後）が通知されます。失業の認定は、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して 4 週間に 1 回ずつ、直前の 28 日（前回の認定日から今回の認定日の前日まで）の各日についておこなわれます。失業認定日にハローワークに出向き（本人確認のため運転免許証等をお忘れなく）、「失業認定申告書」に**受給資格者証**を添えて、職業の紹介を求めると同時に、直前の 28 日（初回は 28 日—7 日（待期期間^{注 3}）=21 日）の各日について失業認定が行われ、それにもとづく基本手当が、後日、指定口座に振り込まれます。以後、この繰り返し（4 週間に 1 回）です。



尚、自己都合や定年退職等で離職した受給資格者は、離職理由に基づく給付制限が行われ、待機期間満了後 1 ヶ月以上 3 カ月以内の間でハローワーク長が定める期間は、基本手当の給付が制限されますので、離職票提出のときに確認してください。

(2) 基本手当以外の手当について

基本手当以外の手当として、ハローワーク長の指示した公共職業訓練等を受けたときは、技能習得手当（受講手当、通所手当）及び必要に応じて寄宿手当が支給されます。また、所定給付日数を残して早期に再就職した場合には、要件を満たせば再就職手当が支給されますので、詳細は、ハローワークで確認してください。

注 1：一般被保険者とは、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者です。つまり、一般の労働者のことです。

注 2：一定の要件とは、原則として離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上あれば受給資格が発生します。ただし、特定受給資格者及び特定理由離職者（期間の定めのある労働契約の期間が満了しかつ更新がないこと等による離職）に該当すれば、「2 年間が 1 年間に」、「12 か月が 6 カ月」に置き換わります。入社して 1 年間、欠勤等がなく仕事を継続していれば受給資格があります。

注 3：待機期間とは、初めて求職の申込みをした日以後、失業している日が通算して 7 日は、基本手当が支給されない期間のことです。

以上